

2015年度事業報告について

2016年3月25日
社会福祉法人協立いつくしみの会
理 事 会

はじめに

2015年度の活動方針では、その冒頭で直面する情勢の認識について『安倍政権の新自由主義的「構造改革」とアベノミクスのもと、格差と貧困が際限なく広がっています』として、『消費税の増税と社会保障改革推進法にもとづく社会保障解体政策の中で、「自助・互助」を土台にした、地域包括ケア体制に基づく営利市場化の流れがいつそう促進されようとしています』と述べています。

『一方で、戦後70年、憲法のもとで守られてきた日本の平和が、特定秘密保護法や集団的自衛権行使容認など、安倍暴走政治の下で「戦争できる国づくり」が進められ、かつてなく脅かされています』と捉え、『安倍政権の暴走政治にストップを、国民のくらしと平和、社会保障を守り発展させる年にしよう』と呼びかけました。

その後の情勢は、まさに激変し、国民のくらしと平和、民主主義、社会保障などあらゆる分野で、安倍暴走政治と、国民の世論・運動が「激突」という状況に発展してきています。

社会保障制度を根本から解体しようとする社会保障制度改革推進法（2012年8月）が成立して以来、矢継ぎ早に医療や介護関係法の改悪が進められました。

社会保障や福祉の概念をくつがえす「自己責任」の強調と「営利・市場化」「産業化」をめざす、地域包括ケアシステムの構築がすすめられ、介護保険制度の改善と処遇改善等を求める介護ウエーブの取り組みはいよいよ正念場を迎えています。

2015年度、私たちは入居者・利用者の人権と安全を守るケアの実践をすすめつつ、4月からの改定介護保険制度や介護報酬の大幅引下げに対して、大改悪の問題点を明らかにし、学習と宣伝・署名、アンケート調査や記者会見、自治体との交渉や懇談、報酬の再改定を求める行動を積み重ねてきました。同時に、国の低介護報酬・介護職員への低処遇政策のもとにおいても、「かりふのケア」が継続・発展させていくために、理念、倫理学習と法令遵守とリスクマネジメントのとりくみの強化をはかりつつ、利用者を守り、地域ニーズに応えた質量ともの強化をはかってきました。

人材確保の点では、紹介運動や実習受入等の学生対策、処遇改善もすすめましたが、大変厳しい状況に直面しています。さらに、安定した利用者確保で経営の前進をはかること、さらに今後の事業のあり方の検討と対応が急がれています。

1. 当法人の基本理念

□民医連の介護福祉の理念

私たちは、民医連綱領を実現し、日本国憲法が輝く社会をつくるために、地域に生きる利用者に寄り添い、その生活の再生と創造、継続をめざし、「3つの視点」と「5つの目標」を掲げ、共同組織とともにとりくみます。

3つの視点

- 1 利用者のおかれている実態と生活要求から出発します
- 2 利用者や介護者、専門職、地域との共同のいとなみの視点をつらぬきます
- 3 利用者の生活と権利を守るために実践し、ともにたたかいます

5つの目標

- 1 （無差別・平等の追求）
人が人であることの尊厳と人権を何よりも大切にし、それを守り抜く無差別・平等の介護・福祉をすすめます
- 2 （個別性の追求）
自己決定にもとづき、生活史をふまえたその人らしさを尊重する介護・福祉を実践します
- 3 （総合性の追求）
生活を総合的にとらえ、ささえる介護・福祉を実践します
- 4 （専門性と科学性の追求）
安全・安心を追求し、専門性と科学的な根拠をもつ質の高い介護・福祉を実践します

5 (まちづくりの追求)

地域に根ざし、連携をひろげ、誰もが健康で、最後まで安心して住み続けられるまちづくりをすすめます

2012年12月14日

全日本民主医療機関連合会第40期第11回理事会

□「かりぶの宣言」

設立への思いを受け止めて

○かりぶ・あつべつは地域の皆さんの熱い思いで設立されたことを、しっかりと受け止めて、これからもともに発展させていきます。

その人らしさを大切に

○障害があっても、認知症になっても、遠慮しないで暮らせる地域社会と施設をめざします。

○ひとり一人の人権を尊重し、その人らしく自由にいきいきと暮らせる施設をめざします。

○その人の生きてきた時代と人生から学び、共感する姿勢を大切にします。

○介護する人、される人ではなく、ともに生活をつくりあげます。

○安全・安心できるケアで信頼と笑顔あふれる施設になります。

○人間観、高齢者観を学び、科学的なケアを追求します。

明るい職場づくり

○みんなて話し合い、みんなて実行する職場をつくります。

○自分の意見を持ち、仲間を尊重し、チームケアを追求します。

○技術の向上をめざし、ともに学びあい、育ちあいます。

○いきいき・わくわく・のびのびと働ける職場環境づくりをめざします。

憲法を守る

○憲法の精神を大切に、平和と人権をまもる為に努力します。

社会保障の充実をめざして

○住み慣れた街で、年をとっても、安心して生活できる社会保障の充実に努力します。

○お金のあふなしで差別されない社会保障制度をつくる為に頑張ります。

地域の中へ

○1つ1つのつながりを大切に地域に開かれ、とけこんだ施設づくりをめざします。

○地域の人々と、ともに考え、安心して暮らせる街づくりの輪をひろげます。

社会福祉法人 協立いつくしみの会

2. 2015年度基本方針と重点課題の到達点(概要報告) -----

(1) 社会保障、介護保険制度の充実と改善を求めるたたかいと運動の推進

2015年度は、政府厚生労働省は社会保障の「聖域なき見直し」(骨太方針2014)による社会保障制度の「解体」と、医療・介護の市場営利化「産業化」を表裏一体のものとして本格的にすすめられました。

2014年6月に成立した医療介護総合推進法は、病床機能の再編—地域包括ケアの構築—介護保険の見直しを「総合的」に実施することで、国にとって安上がりな医療・介護の提供体制をめざすものです。地域包括ケアについては、「自助」「互助」の理念をいっそう徹底させる新たな方針が示されています。

介護保険の見直しでは、予防給付を削減し、要支援者のサービスをボランティアに移しかえる「総合事業」の創設、利用料2割負担の導入など、かつてない改悪が実施されました。介護保険制度と介護報酬改悪を許すなど、介護に笑顔!北海道連絡会に結集して、改善を求める運動をすすめました。

貧困と格差の拡大がすすむ中で、消費増税をはじめ年金給付削減、70歳~74歳の医療費負担増など、次々経済的負担が増え必要なサービスが受けられない実態が進行し、地域で暮らすことが困難な状況がうまれてきています。

私たちは、ひきつづき、利用者の生活を守り、地域の要求にいっそう応える契機にしていくとともに、改定の問題点を検証し、改善を求める運動につなげていくことが重要です。今まで以上に、地域に出かけ、友の会との共同の中で、「あきらめないで事例の事実をつきつける」ことが求められます。

平和をめぐる問題でも、「戦争する国づくり」にひた走る安倍政権は、安保関連法=戦争法を9月に強行成立させました。国民的な大運動となっています。私たちは、憲法・原発・TPPなど、いずれも住民

が安心して暮らすための、「健康の社会的要因（SDH）」に大きく関わる問題として、学習を基本に、運動を継続して取り組みました。

2014年1月20日に結成した厚別区社保協では、札幌社保協、北海道社保協とともに、生活保護、年金、国保、子育て、医療や介護等、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりと社会保障制度の改善のための学習と運動、地域での相談会の共同開催など、連携を広げつつあります。

（2）介護保険制度・報酬改定に対応した事業構造転換と経営の安定化

「改正」介護保険法に貫かれている視点は、「重点化・効率化・適正化」であり、総枠の抑制を前提に、「重視・評価」「削減・切り捨て」の大幅な引き下げとなっています。公称▲2.27%ですが、基本報酬が大幅に引き下げ（公称▲4.48%）となり、とくに特養や通所介護は大打撃となっており、単体の中小事業者や体力のない介護事業法人は廃止・廃業を余儀なくされるという事態が急速に広がっています。

基本報酬の大幅引き下げによる減収分を取り戻すためには、ハードル高い新たな加算を取りつくさねばならず、容易なことではありません。同時に、新たな処遇改善加算も上乘せされましたが、この取得要件を満たすには容易なことではありませんでした。非該当事業所の職員や、介護職員以外の職種の処遇改善を置き去りにすることにはならないため、新たな加算を取得する事業者は少ないため、事業継続が困難な事業所が急増しています。今後の介護福祉事業内容のあり方が、介護保険制度の改定や介護報酬による経済誘導によって方向づけられてきています。

2015年度は、創立以来初めての赤字予算の編成とならざるを得ませんでした。赤字の早期解消をめざし、2016年度は黒字構造への転換にむけての第1段階となります。2015年度決算は、別途参照してください。かつてない厳しい決算結果となっています。

私たちは、こうした制度改悪とたたかいつつ、地域分析と地域要求に立脚し、事業間の連携、医療との連携・調整を含めた利益がでる経営構造への事業転換をはかり、法人全体の「総合力」を発揮していくことが重要となっています。無差別平等の地域包括ケアをめざして、本格的な民医連の法人・事業所と健康友の会や生活と健康を守る会との協働したとりくみをすすめ、地域の諸団体や、医療機関、介護事業所との連携を強化します。

あらためて、地域での宣伝・営業活動、学習・相談活動の強化、介護予防センターの位置づけ、介護予防活動と総合事業への準備（訪問介護と通所介護については2017年より総合事業のみなし指定に）、生活支援活動の強化と有償ボランティア等の活動の展開を、法人全体で位置付け、利用者確保に結び付ける意識的なとりくみを広げていく必要があります。

（3）地域包括ケア体制に対応するサービスの質向上と連携

2014年4月の診療報酬改定で、「あらゆるステージから在宅に返す」ことが正面に掲げられ、在院日数の短縮と「在宅復帰率」で経済誘導し、病院から在宅への退院をいっそう促進するしくみが作られてきています。地域の医療・介護事情が大きく変化し、がん末期、重度の患者が、地域・在宅に移行してきます。医療依存度の高い利用者や重度の利用者に対応するサービス提供の質を強化することも求められています。計画的に喀痰吸引等の医行為研修やキャリア段位制度を利用した研修もすすめています。また、認知症の方の早期診断と治療、認知症ケアの強化、地域でのネットワークづくりとサポーター養成に積極的に関わり、広げていく必要があります。認知症実践者研修や管理者研修、小規模多機能計画作成者研修などを進めてきています。ひきつづき、こうした研修活動を積極的に位置づけ、技術習得と集団的な力量を向上させるとりくみをはかっていきたいと思います。

在宅医療と連携し、訪問看護ステーションや訪問介護や看護小規模多機能型居宅介護・定期巡回型随時対応型訪問介護看護などによる、多職種協働の24時間365日対応が求められます。また、軽度者に対応した、生活支援事業としての有償ボランティアの強化をはかり、展開しています。

リハビリ専門職の確保と養成を図り、施設・在宅のリハビリ・マネジメント機能の確立と、生活期リハビリの強化、介護予防の推進について技士の確保と養成、事業展開について、ひきつづき検討をすすめます。

（4）社会福祉法人としての管理運営の強化と地域の拠点としてまちづくり

社会福祉法の一部改定の法案が2016年3月31日に強行成立され、4月1日から施行されました。社会福祉法人に対する、いわゆる「内部留保」を吐き出させて、無料・低額サービスの提供となる「地域公益活動」の義務化をすすめるようとするものであり、国の責任転嫁をはかろうとの狙いもあり、社会福祉を衰退に導くものだとの批判があがっています。

この制度改革で基本的人権を保障する社会福祉の性質が大きく変わるのではないかと危惧と不安の声も上がっています。今回の一部改正の主な内容は、下記の通りです。

2017年3月までに対応を進めなければなりません。

	主な内容
経営組織の在り方の見直し	理事・監事等の権限・義務・責任などを法律上明記 評議員会の必置化、議決機関化 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化
運営の透明性の確保	閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、区分別役員報酬総額、親族などとの取引内容のインターネットによる公表の義務化
適正かつ公正な支出管理	役員報酬支給基準の作成と公表の義務化 関係者への特別の利益供与を禁止 開示対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大
地域における公益的な取り組みの責務	日常生活、社会生活上の支援を必要とする者に対する無料または低額の料金での福祉サービスを提供することを責務として位置付け
内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下	内部留保（利益剰余金）のうち事業継続に必要な財産（控除対象財産額）を控除し、再投下可能財産額がある場合、福祉サービスへの計画的な「再投下計画」作成を義務化 「再投下計画」については「地域協議会」による福祉ニーズの反映、公認会計士等のチェック、所轄庁の承認が必要
行政の役割と関与の在り方	勧告、公表に係る指導監督権限規定を整備 会計に係る指導監督や再投下計画の承認などの際に公認会計士等の専門家を積極的に活用 都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の制度の適正な運用を確保する役割
退職手当共済制度の見直し	支給水準を職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとすることが適当 合算制度や公費助成の見直し

私たちは、主体的に、社会福祉法人の非営利法人としての優位性を生かし、事業運営の前進と、地域貢献をさらにすすめます。地域では、独居・老々世帯、認知症高齢者の増加、さらに貧困化する中、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けること」そのものが困難になっています。

3つの拠点・ケアセンターを中心にして、対応する地域に密着した運営をすすめる、学習会や相談活動を広げ、介護保険制度や障害者総合支援制度等の活用を広げていくことや、利用者自己負担等の減免の諸制度の活用等を促進させるとともに、地域の中でのネットワークづくり、友の会組織と連携して、コミュニティとしての拠点毎の班作り、ワンコイン食堂や茶話会、趣味サークル、認知症カフェ等のたまり場・居場所づくりや認知症サポーター養成など、地域の拠点としてまちづくりに参画します。

生活保護をめぐるっては、2013年8月から段階的に生活扶助基準が引き下げられ、最高で10%、月2万円以上引き下げられる世帯もあります。その上、2015年1月の社保審生保基準部会で住宅扶助基準と冬季加算を削減する方向で報告書がまとめられ、具体化されました。いっそうの生活困難を強いるものであり、国民の社会保障や社会福祉の諸制度にも大きく影響してくるものであり、改悪は許されません。全国で生活保護史上最大の2万人が、「新人間裁判」として生活扶助削減に対して不服審査請求に立ち上がりました。厚別区から訴訟団長も輩出しており、ひきつづき、支援と協力活動をすすめます。

(5) 事業活動の要となる職員の確保・養成と職場づくり

民医連の事業展開と、運動の担い手を養成していく課題は、すべての介護福祉事業活動の基本であり、日常の職場づくりの土台の中で成功するものです。民医連の歴史や勤医協在宅の歴史や理念を学び、「情勢と理念を自分の言葉で語る」職員の養成を引き続き進めます。

また、定着と養成の課題として、実践を「健康権」と結びつけて学び、確信を持つ取り組みを制度共有に位置付けていきます。各職種の専門的な力が発揮され、役割を担い、認めあう職場づくりをすすめるために、勤医協在宅グループとの連携や連動をすすめ、管理運営や研修活動、交流などを活発化します。繰り返しになりますが、キャリアパスの確立とキャリア段位制度の活用を引き続きすすめます。

育成面接と個別の研修計画と事業所研修計画を一体的に組み上げ、集団的な力となる学び合いの風土をつくりあげていきましょう。

2015年度は、全日本民医連より憲法を学ぶ大運動が提起されました。管理運営会議においても、管理者集団として、毎週学習をすすめ、人権を守る介護や社会保障制度の運動と職場での学びにむすびつけていきました。憲法の平和主義、権利としての社会保障、社会福祉の大切さを大いに学びました。

かりび学会をはじめ、民医連、21世紀老福連の職員研究交流会や民医連学術研究交流集会への事例・演題発表などの取り組みをすすめました。

3. 2015年度の事業計画-----

(1) 現在の事業一覧について (添付定款を参照)

2015年度の各事業別の利用者計画等については、予算・決算資料を参照してください。

①施設系サービス

特別養護老人ホームかりび・あつべつ

②在宅系サービス

デイサービスセンターかりび	ヘルパーステーションかりび
訪問看護ステーションかりび	デイサービスセンターあけのわ
指定居宅介護支援事業所かりび	特別養護老人ホームかりび・あつべつ(短期入所)
ショートステイメイプルハウス	デイサービスもみじの家
ヘルパーステーションかえで	居宅介護支援事業所メイプルかりび
デイサービスのののか	小規模多機能ホームかりび

③居住系サービス

高齢者支援ハウスえみな サービス付高齢者向け住宅ぼろか

④その他のサービス・事業

札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉
生活支援事業「いきいき・ふれあい有償ボランティア」

(2) 2015年度の事業展開について

2015年度は、介護保険制度と介護報酬改定が同時に行われる年度でした。とりわけ、今後の事業所の経営活動や管理運営、人材確保と養成の上で、次の事業課題にとりくみました。

①デイあけのわの廃止とデイかりびと統合、厚別中央ケアセンターの地域交流スペースの活用

5月末日をもってデイサービスセンターあけのわを廃止し、デイサービスセンターかりびと統合をはかり、現在のデイサービスセンターあけのわのスペースに移設しました。双方のサービスとも補助金を受け施設で実施しているサービスであるため、施設利用の変更を届出し、デイサービスセンターかりびの跡のスペースは、厚別中央ケアセンターの「地域交流スペース」としました。

地域交流スペースは、2015年度より札幌市認証の認知症カフェとして、厚別中央ケアセンターとして、毎回50人前後の地域の方々や職員、ボランティアの参加ですすめられています。

認知症カフェでは、厚別西の就労継続支援A型「スペース＝希望」さんに美味しいコーヒーやシ

ョートケーキ等の提供の協力をいただき運営しています。

②もみじ台ケアセンターへのヘルパーステーションの統合と定期巡回随時サービスの準備

介護予防の訪問介護と通所介護が保険から外され、市町村の総合事業に移管されることから、札幌市は2017年より開始予定としており、その対応が求められています。同時に、医療と同様に障害者総合支援法により特に精神や難病の利用者が施設から在宅へという流れがつかわれてきており、障害福祉サービスへの期待が高まっており、それに対応するヘルパー事業のあり方が問われています。もみじ台ケアセンターとして、ヘルパーステーションかりふとヘルパーステーションかえでを統合し、もみじ台地域を中心に新たな定期巡回随時訪問介護看護サービスの展開をめざして開設準備をすすめています。

2016年5月から二つの事業所が統合し、勤医協もみじ台内科診療所の2階スペースを無償貸与いただいで事業を開始しています。

③上野幌ケアセンターでの事業展開

小規模多機能ホームかりふは、4月より利用者定員を25名から29名（4月より制度改定）を拡大し、要支援の方も利用できるように介護予防小規模多機能居宅介護事業所として指定を受けました。利用者増の取り組みについては、今後の急がれる課題です。

訪問介護と同様に、介護予防が保険から外され、市町村の総合事業に移管されることから、対応が求められています。デイサービスののこは、予防給付の利用者比率が高い事業所であるため、今後のデイサービスとしての総合事業のあり方を含めて検討が求められています。2016年4月からは地域密着型通所介護に移行しました。小規模多機能ホームかりふと合同で運営推進会議をすすめます。

上野幌ケアセンター（デイ・小規模多機能・サ高住）として、地域の相談窓口、まちづくりの架け橋の役割を發揮して、介護予防や認知症予防などのとりくみを強めていくことを軸にすすめていくことが求められています。地域の町内会や小学校、道営住宅の自治体等との協力共同した取り組みや、地域包括支援センターや予防センターとの連携をすすめていきます。

サ高住ぽろかの入居者との懇談や生活支援のあり方が課題となってきています。食堂は、新婦人の会との協力でカフェの運営や、出張売店、地域交流スペースとして活用されています。

④居宅介護支援事業所のあり方の検討について

今後の地域包括ケア体制の構築や、医療機関や介護サービス間の調整機能としてのケアマネの役割への期待が高まっています。同時に、資格のあり方や研修カリキュラムの見直し、ケアプランの標準化等のケアマネのあの方が検討されてきています。ケアマネ資格の合格率も20%を切る状態が連続しており、受験支援対策や後継者づくりをすすめる必要があります。北海道民医連としても民医連としてのケアマネ政策案の議論が呼びかけられています。

今後、地域要求に対応した相談窓口としての拠点や事業所のあり方、事業所の管理運営や人材や管理者養成、新たな事業展開のあり方について検討を進めていきます。

2015年度は、実地指導や会計検査院の実地検査が行われ、コンプライアンスと業務整備の課題について北海道民医連と勤医協在宅グループの協力も得て、学習と整備をはかりました。

以上